

指定短期入所生活介護  
指定介護予防短期入所生活介護

**特別養護老人ホーム「ヴィラ上賀茂」**

## **重要事項説明書**

事業所番号 2670100128号

**社会福祉法人 柊野福社会**

京都市北区上賀茂中ノ河原町22番地の1  
電話：075（711）1851  
FAX：075（711）1853



この重要事項説明書は、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」に基づき、指定短期入所生活介護サービス又は指定介護予防短期入所生活介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

## 1. 法人の概要

- (1)法人の名称 社会福祉法人 柊野福社会  
(2)法人の所在地 京都市北区上賀茂中ノ河原町22番地の1  
(3)設立年月日 昭和59年3月13日  
(4)代表者氏名 理事長 杉本 豊平（すぎもと とよへい）  
(5)電話番号 075-711-1851  
(6)FAX番号 075-711-1853

## 2. 事業所の概要

- (1)事業所の名称 特別養護老人ホーム「ヴィラ上賀茂」  
(2)事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所  
事業所番号2670100128号  
(3)事業所の所在地 京都市北区上賀茂中ノ河原町22番地の1  
(4)開設年月日 昭和58年5月8日  
(5)管理者の氏名 酒枝 素子（さかえだ もとこ）  
(6)電話番号 075-711-1851  
(7)FAX番号 075-711-1853  
(8)入所定員 2名

## 3. 事業の実施地域

京都市北区、上京区及び中京区全域、左京区の一部

左京区の一部／東：白川通まで、北：府道38号線から40号線、106号線、105号線まで

## 4. 居室の概要

当事業所では以下の居室をご用意しております。利用される居室は、原則として4人部屋です。ただし、ご利用者の処遇上必要と認められる場合はこの限りではありません。

居室の種類	室数	面積	一人あたり面積
2人部屋	2室	19㎡	9.5㎡
4人部屋	12室	31㎡	7.75㎡

※ 居室の変更について

ご利用者から居室の変更希望の申出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者及びそのご家族等と協議の上、決定するものとします。

## 5. 設備の概要

設備の種類	箇所数	備考
食 堂	2 箇所	機能訓練室と兼用
機 能 訓 練 室	1 箇所	2 階食堂と兼用
浴 室	1 箇所	リフト浴 3 台、ストレッチャー浴
医 務 室	1 箇所	
静 養 室	1 箇所	
介 護 室	2 箇所	
ト イ レ	4 箇所	

## 6. 職員の配置状況及び職務内容等

### (1) 主な職員の配置状況

職名	配置数	備考
施設長（管理者）	1 名（常勤）	介護老人福祉施設管理者、サテライト型居住施設の管理者及び介護支援専門員を兼務
介護支援専門員	1 名以上（1 名以上は常勤）	
生活相談員	1 名以上（1 名以上は常勤）	
介護職員	1 5.5 名以上（常勤換算）	2 名は介護支援専門員を兼務
医師（嘱託医）	1 名以上（嘱託）	
看護職員	2 名以上	1 名サテライト型居住施設の看護職員を兼務
機能訓練指導員	1 名以上	
管理栄養士	1 名以上（1 名以上は常勤）	サテライト型居住施設の管理栄養士を兼務

### (2) 主な職員の職務内容

職名	職務内容
施設長（管理者）	職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事項を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
介護支援専門員	短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画の作成を行います。
生活相談員	ご利用者の生活相談、苦情への対応等を行います。
介護職員	ご利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
医師（嘱託医）	ご利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行います。
看護職員	ご利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。
機能訓練指導員	ご利用者の生活リハビリを中心とした機能訓練を行います。
管理栄養士	栄養及び給食の管理指導、栄養マネジメントの実施、栄養指導、食事・厨房管理業務を行います。

### (3) 主な職種の勤務体制

職種	勤務時間
施設長（管理者）	日 勤 / 8：30～17：30
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 出 / 7：00～16：00 日 勤 / 10：00～19：00 遅 出 / 12：30～21：30 夜 勤 / 21：30～7：30 21：30～9：00 21：30～9：30 16：00～10：00 ※ 上記以外にもご利用者の生活に合わせ、勤務時間帯を調整することがあります。 ※ 昼間（7：00～21：00）は、原則として4名～10名の職員体制となります。 ※ 夜間（21：00～7：00）は、原則として3名の職員体制となります。
介護支援専門員・生活相談員	日 勤 / 8：30～17：30
看護職員・管理栄養士	日 勤 / 8：30～17：30

## 7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、(1)介護保険の給付対象となるサービス、(2)介護保険の給付対象とならないサービスがあります。

### (1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の1割が自己負担となります（9割が介護保険からの給付）。なお、一定以上の所得のある方については、負担割合が2割又は3割になる場合がありますので、「介護保険負担割合証」をご確認ください。

#### [サービスの概要]

#### ① 「短期入所生活介護計画」又は「介護予防短期入所生活介護計画」の作成

当事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画に沿った短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画を作成し、ご利用者及びそのご家族等に対して説明を行い、同意を得た上で交付します。

#### ② 送迎

ご利用者やそのご家族等のご希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。場合によっては、ご家族等に送迎をお願いすることがあります。

#### ③ 食事支援（食費は別途頂きます）

○ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立により、栄養、ご利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。

- ご利用者の自立支援のため離床し、共同生活室で食事を摂っていただくことを原則としていますが、ご利用者の身体の状態や体調、ご希望に応じて、居室配膳等の対応をさせていただきます。
- 食事時間については、以下の時間を設けておりますが、食品衛生上問題のない範囲（提供から2時間以内）で、ご利用者の身体の状態や体調、ご希望に応じて対応させていただきます。

（食事時間） 朝食 7：45 ～ 9：45 昼食 12：00 ～ 14：00  
夕食 18：00 ～ 20：00

④ 入浴支援

- 入浴又は清拭を週2回行います。
- ご利用者の身体の状態や体調、ご希望に応じて、機械を用いての入浴も可能です。

⑤ 排泄支援

排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した支援を行います。

⑥ 機能訓練

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が協働して、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送る上で必要な機能の改善又はその減退を防止するための訓練を行います。

⑦ 健康管理

看護職員が主治医等と連携を図りながら、ご利用者の健康管理を行います。

⑧ その他

- 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- 清潔で快適な生活のため、毎朝夕の着替えや整容が適切に行われるよう支援します。
- 健康の維持（食欲増進、唾液分泌の促進等）や口腔機能改善のため、毎食後に口腔ケアを行うよう配慮します。
- 様々な社会資源を活用し、地域との交流を図ります。

[サービス利用料金]

以下の料金表によって、①ご利用者の要支援・要介護状態区分に応じた基本サービス料金、②基本加算、③その他加算の合計金額をお支払ください。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更させていただきます。

① 基本サービス料金

要支援・要介護状態区分	自己負担額／1日あたり		
	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	475円	951円	1,427円
要支援2	591円	1,183円	1,775円
要介護1	636円	1,272円	1,908円
要介護2	708円	1,417円	2,126円
要介護3	785円	1,571円	2,357円
要介護4	859円	1,719円	2,579円
要介護5	932円	1,865円	2,797円

② 基本加算（すべてのご利用者）／1日あたり

ご利用者の状態等にかかわらず、以下の利用料金を頂きます。

加算項目	内容	自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
夜勤職員 配置加算Ⅰ	夜勤帯（17：00～9：00）の夜勤職員の人 数が最低基準を1人以上上回っている場合	13円	27円	41円
サービス提供体制 強化加算Ⅱ	・ 介護従業者の総数のうち、介護福祉士の占め る割合が60%以上	18円	37円	56円
介護職員等 処遇改善加算Ⅰ	基本サービス料金に上記各種加算を加えた総 単位数に14%を乗じた金額	—	—	—

③ その他加算（対象のご利用者）／1日あたり

ご利用者の状態等により、以下の利用料金を頂きます。

加算項目	内容	自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
送迎加算	ご自宅と事業所との間の送迎を行った場合 (片道ごとに加算)	片道 194円	片道 388円	片道 582円
療養食加算	医師が治療上必要であると判断し、治療食の提 供を行った場合（1食ごとに加算）	8円/食	16円/食	25円/食
緊急短期入所 受入加算	居宅サービス計画に計画されていない緊急的 な受け入れを行った場合	94円/日	189円/日	284円/日

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額がご利用者のご負担となります。

[サービスの概要と利用料金]

- ① 食費 朝食：315円 昼食：610円 夕食：600円

※ 物価の変動等により、定期的に見直し、改定をさせていただきます。

- ② 滞在費 多床室：915円/日

- ③ おやつ費 120円/日

毎日昼食後の余暇の時間に提供するおやつ代として、上記金額をご負担いただきます。

- ④ 行事おやつ費 実費

開所記念等の行事の際に、要した費用の実費からおやつ代を差し引いた金額をご負担いただきます。

- ⑤ 行事食費 実費

開所記念等の行事の際に、要した費用の実費から食費を差し引いた金額をご負担いただきます。

- ⑥ 理美容費 実費

理美容師の出張による理髪サービスをご利用された場合は実費をご負担いただきます。

⑦ **レクリエーション費** 実費

ご利用者の希望によりレクリエーション等の活動に参加していただくことができますが、レクリエーション等に要した費用の実費をご負担いただきます。なお、実費が発生する場合は、ご利用者及びそのご家族等に対し、あらかじめ説明し同意を得ます。

⑧ **複写物の交付費** 実費

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、記録の複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑨ **日常生活上必要となる諸費用** 実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者にご負担いただくことが適当であるものに係る費用をご負担いただきます。

オムツ代は介護保険給付対象となりますので、ご負担の必要はありません。

**(3)減額について**

① **食費・滞在費の補足給付（特定入所者介護サービス費）**

食費及び滞在費に関して、ご利用者の所得に応じ、介護保険から補足給付が行われます。ただし、区役所健康長寿推進課高齢介護保険担当へ申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。その際には、以下の基準を全て満たしている必要があります。

- ・ 世帯の全員（世帯分離している配偶者を含む）が市民税非課税であること。
- ・ 預貯金等の資産要件が基準以下であること

（1日あたり）

利用者負担段階		食費	滞在費	預貯金等の基準
第1段階	市民税世帯非課税で高齢福祉年金や生活保護を受給されている方等	300円	0円	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下 ※生活保護受給者を除く
第2段階	市民税世帯非課税でその他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方等（年金収入には非課税の年金も含む）	600円	430円	単身650万円以下 夫婦1,650万円以下
第3段階 ①	市民税世帯非課税でその他の合計所得金額80万円超120万円以下の方等（年金収入には非課税の年金も含む）	1,000円	430円	単身550万円以下 夫婦1,550万円以下
第3段階 ②	市民税世帯非課税で第1段階、第2段階及び第3段階①に該当されない方等	1,300円	430円	単身500万円以下 夫婦1,500万円以下

**(4)利用料金のお支払方法**

前記(1)、(2)の料金・費用は、毎月1日を起算日とする1か月ごとに、ご利用日数に基づいて計算し、ご請求いたします。お支払については、当該利用月の翌月の20日（20日が休日の場合は、翌日以降直近の営業日）に指定の金融機関の口座から自動引き落としさせていただきます。

## 8. 個人情報の保護

- 事業者は、ご利用者及びそのご家族等の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱います。
- 事業者が取り扱うご利用者及びそのご家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報をを用いる場合はご利用者の同意を、ご利用者のご家族等の個人情報をを用いる場合は、当該ご家族等の同意をあらかじめ文書により得ます。

## 9. 緊急時の対応

- サービスの提供中にご利用者の病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、あらかじめご確認させていただいた緊急連絡先及び以下の医療機関への連絡を行う等、必要な措置を講じます。緊急時に必ず連絡がとれるようご配慮ください。
- 当事業所には、常勤の医師はおりませんので、緊急時は原則としてご利用者の主治医の指示に従い、対応させていただきます。なお、休日や時間帯によっては、主治医と連絡がとれない場合もありますので、その際は状況に応じて救急搬送にて対応させていただきます。

主治医	医療機関名	
	診療科目	
	主治医氏名	
	電話番号	
緊急搬送先	医療機関名	
	主治医氏名	
	電話番号	

- 主治医の指示若しくは当事業所看護職員の判断にて医療機関への受診が必要となった場合は、当事業所からご家族等にご連絡いたしますので、必ず搬送先の病院へお越しいただきますようお願いいたします。
- 定期的な通院等につきましては、ご家族等での対応をお願いいたします。
- なお、ご利用中に医療を必要とする場合は、ご利用者又はそのご家族等の希望により、以下の協力医療機関等において診療や入院治療を受けることができます。ただし、以下の協力医療機関等での優先的な診療や入院治療を保証するものではありません。また、以下の協力医療機関等での診療や入院治療を義務づけるものでもありません。

### [協力医療機関]

医療機関名	医療法人社団 行稜会 京都大原記念病院
所在地	京都市左京区大原戸寺町334-1
電話番号	075-744-3121 (代表)
診療科目	内・外・循環器・整形・皮膚泌尿器・リハビリテーション等

医療機関名	医療法人社団 洛和会 洛和会丸太町病院
所在地	京都市中京区七本松通丸太町上ル
電話番号	075-801-0351 (代表)
診療科目	総合診療・内・循環器・整形・泌尿器・耳鼻咽喉・消化器等

医療機関名	社会医療法人 西陣健康会 堀川病院
所在地	京都市上京区堀川通今出川上ル北舟橋町865
電話番号	075-441-8181 (代表)
診療科目	内・外・整形・循環器・泌尿器・脳外・呼吸器・消化器・皮膚等

医療機関名	社会福祉法人 京都社会事業財団 京都からすま病院
所在地	京都市北区小山北上総町14
電話番号	075-491-8559 (代表)
診療科目	内・外・整形・婦人・放射線等

医療機関名	医療法人 整形外科 鈴木医院
所在地	京都市北区大宮西小野堀町5
電話番号	075-495-8185
診療科目	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科

医療機関名	加藤眼科医院
所在地	京都市北区紫竹上本町7
電話番号	075-493-8600
診療科目	眼科

医療機関名	渡辺西賀茂診療所
所在地	京都市北区大宮南田尻町59 医療福祉複合施設にしがも1階
電話番号	075-493-2124
診療科目	皮膚科

医療機関名	医療法人社団 佐藤耳鼻咽喉科医院
所在地	京都市左京区北白川東久保田町1
電話番号	075-722-3387
診療科目	耳鼻咽喉科

[協力歯科医療機関]

医療機関名	浅田まひろ歯科医院
所在地	京都市北区紫竹下本町11
電話番号	075-492-3865
診療科目	歯科

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合、ご家族、京都市、関係医療機関等への連絡を行う等必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。また、守秘義務に違反した場合も同様とします。

- 医療機関への連絡及び受診
- ご利用者のご家族等への連絡
- 居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所（地域包括支援センター）への連絡
- 必要時の京都市への連絡
- 法人事業本部リスクマネジメント委員会への報告、連絡、相談
- 事故原因の究明、改善策の検討及び妥当性の確認
- 必要時の事業者加入の損害賠償保険に基づく対応

## 11. 損害賠償

ご利用者に対してサービスを提供するにあたり、万が一事故が発生し、ご利用者の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、不可抗力によるものを除き、速やかにご利用者に対して損害を賠償します。ただし、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、事業者は賠償責任を免除、又は賠償額を減額されることがあります。

## 12. 非常災害対策

当事業所は、非常災害その他の緊急事態に備え、防災設備や非常放送設備等、必要な設備を設けています。また、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、年2回以上、避難、救出その他必要な訓練を行います。

## 13. 業務継続計画の策定

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置必要な措置を講じます。

## 14. 身体拘束等の適正化

原則として、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前にご利用者及びそのご家族等に、十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 15. 尊厳の保持／高齢者虐待の防止

ご利用者の尊厳及び人権を尊重し、暴力的行為や発言、身体拘束、外部との意図的遮断等の個人の自立、意思、生活、経済、健康が損なわれる行為を行いません。また、研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

## 16. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、ご利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催します。

## 17. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。また、苦情受付ボックスを1階受付横に設置しています。

- 苦情受付担当者 守主 瑛（もりど あきら） [職名] 生活相談員  
生田 奨人（いくた まさと） [職名] 法人事業本部
- 苦情解決責任者 酒枝 素子（さかえだ もとこ） [職名] 施設長
- 第三者委員 株式会社三星化学研究所 代表取締役 三宅 正（みやけ ただし）  
[連絡先] 075-701-2228
- 当事業所の電話番号／FAX番号  
TEL：075-711-1851 FAX：075-711-1853
- 法人事業本部の電話番号／FAX番号  
TEL：075-705-4131 FAX：075-705-4138
- 受付時間  
[当施設] 終日  
[本部] 8：30～17：30

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

北区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市北区紫野東御所田町33番地の1 432-1364 FAX：432-1590 9：00～17：00 月曜日～金曜日（祝日を除く）
上京区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地 441-5106 FAX：441-0180 9：00～17：00 月曜日～金曜日（祝日を除く）
左京区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 702-1069 FAX：702-1316 9：00～17：00 月曜日～金曜日（祝日を除く）
下京区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市下京区西洞院通塩小路東塩小路町608番地の8 371-7228 FAX：351-8752 9：00～17：00 月曜日～金曜日（祝日を除く）
中京区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地 812-2566 FAX：812-0072 9：00～17：00 月曜日～金曜日（祝日を除く）

右京区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市右京区太秦下刑部町12番地 861-1416 FAX:861-1340 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
右京区役所 京北出張所 保健福祉第一担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市右京区京北周山町上寺田1-1(京北合同庁舎内) 852-1815 FAX:852-1800 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
西京区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市西京区上桂森下町25番地の1 381-7638 FAX:393-0867 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
西京区役所洛西支所 保健福祉センター健康福祉部 健康長寿推進課高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市西京区大原野東境谷町2-1-2(洛西総合庁舎内) 332-9274 FAX:332-8420 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
山科区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市山科区榊池尻町14番地の2 592-3290 FAX:592-3110 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
東山区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市東山区清水5丁目130番地の6 561-9187 FAX:541-8338 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
南区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市南区西九条南田町1番地の3 681-3296 FAX:681-3390 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
伏見区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市伏見区鷹匠町39番地の2 611-2278 FAX:611-1140 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
伏見区役所深草支所 保健福祉センター健康福祉部 健康長寿推進課高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市伏見区深草向畑町93番地の1(深草総合庁舎内) 642-3616 FAX:642-3240 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
伏見区役所醍醐支所 保健福祉センター健康福祉部 健康長寿推進課高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市伏見区醍醐大構町28番地(醍醐総合庁舎内) 571-6471 FAX:573-3785 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
京都府 国民健康保険団体連合会 介護保険課介護管理係 相談担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地 COCON烏丸内 354-9090 FAX:354-9055 9:00~17:00 月曜日~金曜日
京都府福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地 ハートピア京都5階 252-2152 FAX:212-2450 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)

## 18. 第三者による評価の実施状況について

当事業所は、自ら提供する介護サービスの質の評価（自己評価）を実施し、定期的に外部評価機関による第三者評価を受け、それらの結果を公表するとともに、常にその改善を図ります。

- 第三者評価受診日 : 令和6年11月18日
- 評価機関名称 : 一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会
- 結果の開示状況 : あり（ホームページ上で公開）

## 19. 運営方針

「長生きして良かった」と、心から喜んでいただける日が一日でも多くありますように

- (1) 当事業所は、介護保険法等の趣旨に沿って、ご利用者が要支援・要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身の機能の維持並びにご利用者のご家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- (2) 当事業所は、京都市、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）、他の居宅サービス事業所その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (3) 当事業所は、明るく家庭的な雰囲気及び健全な環境の下での生活を確保するため、ご利用者の人格を尊重し、職員との信頼関係を基調とする適切な処遇について不断の努力を行います。
- (4) 当事業所は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行います。
- (5) 当事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施します。

## 20. 当事業所利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたり、入所されている他のご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、以下の事項をお守りください。

- 居室及び共用施設、設備、敷地を本来の用途に従って利用してください。故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を講じることとします。ただし、その場合、プライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 飲酒のご希望があれば、主治医同意の下、飲酒をしていただくことは可能です。ただし、体調管理等のため、アルコール類は職員で管理をさせていただきます。
- 居室内を含み、全館禁煙となっています。
- 宝石や貴金属等の貴重品や現金は、当事業所ではお預かりできません。なお、貴重品や高額な現金を持ち込まれた場合、当事業所内で紛失や破損されても当事業所では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービス又は指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項を説明し、交付しました。

事業者

住 所 京都市北区上賀茂中ノ河原町2番地の1  
事業者名 社会福祉法人 終野福社会  
代表者名 理事長 杉本 豊平 ㊟

事業所

住 所 京都市北区上賀茂中ノ河原町2番地の1  
事業者名 特別養護老人ホーム「ヴィラ上賀茂」  
事業所番号 2670100128号  
施設長(管理者)名 酒枝 素子 ㊟

説明者

氏 名 守主 瑛 ㊟ 職 名 生活相談員

私は、本書面に基づいて指定短期入所生活介護サービス又は指定介護予防短期入所生活介護サービスの内容及び料金の支払等の重要事項について説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

利用者本人

住 所 〒

氏 名 ㊟

契約者は、署名ができないため、契約者本人の意思を確認の上、私が契約者 \_\_\_\_\_ に代わって、その署名を代行いたします。

署名代行者

住 所 〒

氏 名 ㊟ (利用者との関係： )